

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年11月1日

京都市長 門川 大作

### 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年10月2日	北区	上賀茂津ノ国町	1	—	—	平成29年10月2日
		上賀茂前田町	2	—	—	
	左京区	田中東樋ノ口町	1	—	—	
平成29年10月11日	中京区	西ノ京榎尾町	1	—	—	平成29年10月11日

### 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

### 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)